

千葉県経理問題特別調査結果報告書【追加調査分】 概要

平成 21 年 12 月 18 日
千 葉 県

平成 21 年 9 月 9 日にご報告した平成 15 年度から 19 年度の調査結果のうち、使途が不明なものについて詳細な調査を進めるとともに、平成 20 年度分の需用費や、需用費以外の科目についても調査を行いました。

この追加調査により、平成 20 年度の需用費については約 3 億 1 千万円の不正経理処理額が確認され、平成 15 年度から 20 年度までの累計で、約 3 億 2 億 8 千万円となりました。

このほか、需用費以外の科目については約 6 千万円、預金通帳について約 5 千万円の不正経理処理額が確認されました。

また、県立学校の平成 15 年度から 20 年度の需用費の調査においても、約 2 億 7 千万円の不正経理が判明しました。

また、使途が不明なものについての詳細な調査では、告訴や懲戒免職とすべき事例が明らかになりました。

今回の調査は、捜査権限のない中での内部調査による限界もありましたが、県として可能な限りの調査を行いました。

こうした不正経理の実態とともに、たび重なる職員の逮捕につきまして、重ねて、県民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

本日、特に悪質な行為が認められた職員 4 名を告訴するとともに、依然として不明な部分につきましては、警察と情報交換するなど、適切に対応いたします。

また、本日、4 名を懲戒免職、1 名を停職とするほか、組織責任として県の本庁課長級以上の幹部職員全員を戒告処分とするなど、懲戒処分 434 名を含め、1,824 名を処分し、職員に対して極めて厳しく対応します。県立学校においても、調査結果に基づき、職員 462 名を処分いたします。

また、不正経理によって県に与えた損害額については、集計額に推定額を加えた約 9 億円を、全て職員から県に返還させます。

さらに、今回の不正経理問題に関して、2,000 名を超える処分者を出した県庁組織全体の責任として、また、「新生千葉県」を再構築するため、知事・副知事も減給処分いたします。

本議会最終日の 12 月 22 日に、そのための条例議案を提出いたします。

今後、再発防止策を確実に実施し、県民の皆様の信頼を回復させ、このようなことが、二度と起こらないよう、職員一丸となって、全力で取り組んでまいります。

1 追加調査の概要

(1) 需用費

①平成 20 年度分の追加調査

396 所属のうち 305 所属において、合計 312 百万円の不適正な経理処理が認められたが、業務に使用したもの(「a」から「d」分類)が 308 百万円(98.7%)、それ以外のものが 4 百万円(1.3%)となっている。

なお、監査報告で指摘のあった不適正な支出額 82 百万円に対し、県の独自調査の不適正額が 312 百万円となっているのは、県の独自調査の集計に、平成 19 年度以前に作られたプール金から平成 20 年度に納入された物品等が含まれていることや、業者帳簿がないことにより納品内容が確認できなかったものがあることなどによる。

【表 1】平成 20 年度分の集計結果 (納品ベース)

不適正処理額 312百万円 【集計値+推定値】

(金額の単位：百万円 分類：5ページ参照)

調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳(本県独自の不適正な納品物の分類)							
				a	b	c	d	e	f	f'	g
983	396	312	305	77	151	78	2	0.6	2	0.6	1
比率		31.8%		7.9%	15.3%	8.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
(比率)		(100%)		(24.7%)	(48.3%)	(25.2%)	(0.6%)	(0.2%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.3%)

【表 2】平成 15～20 年度の累計 (納品ベース)

不適正処理額 3,280百万円 【集計値+推定値】

(金額の単位：百万円)

納品ベース	不適正処理額合計	内訳(本県独自の不適正な納品物の分類)								不適正処理率
		a	b	c	d	e	f	f'	g	
H15～19年度	2,968	329	1,617	825	53	10	24	3	107	45.8%
(9月報告)	2,979	331	1,704	737	68	7	20	0	112	45.9%
(差額)	▲11	▲2	▲87	88	▲15	3	4	3	▲5	-
H20年度	312	77	151	78	2	0.6	2	0.6	1	31.8%
計	3,280	406	1,768	903	55	10	26	4	108	43.9%

(2) 賃金

平成 15～20 年度までの各年度の 3 月実績分について、雇用書、出勤簿等を確認するとともに、必要に応じ所属担当者等に対する聴き取り調査を実施して、いわゆるカウ雇用の有無等の調査を行った。

この結果、システムデータ処理の誤りによる過払いが 1 件(8 千円)確認された。

調査対象額 60,018 千円
うち不適正処理額 8 千円

調査対象所属数（抽出）	39 所属（対象人数 474 人）
うち不適正処理該当所属数	1 所属（該当人数 1 人）

（３）旅費

平成 15～20 年度までの各年度の 3 月実績分について、出勤簿、復命書等を確認するとともに、必要に応じ所属担当者等に対する聴き取り調査を実施して、いわゆるカラ出張の有無等の調査を行った。

この結果、不正請求、いわゆるカラ出張は今回の調査では確認されなかった。

調査対象額	117,165 千円
うち不適正処理額	0 千円
調査対象所属数（抽出）	41 所属（対象件数 37,259 件）
うち不適正処理該当所属数	0 所属（該当件数 0 件）

（４）委託料

平成 15～20 年度の 1 件 500 万円以上の委託業務のうち、同一所属において複数年度同一業者に委託している等の基準により調査委託業務を抽出し、成果品の有無等を確認するとともに、所属及び業者への聴き取り調査等を実施した。

この結果、成果品の翌年度納入が 3 件（55,696 千円）確認された。

調査対象額	898,183 千円
うち不適正処理額	55,696 千円
調査対象所属数（抽出）	25 所属（調査対象件数 60 件）
うち不適正処理該当所属数	2 所属（該当件数 3 件）

（５）使用料及び賃借料

平成 15～21 年度（調査日時点まで）において、「使用料及び賃借料」で換金性のある金券類（有料道路回数券等）の購入実績のある所属全てを調査対象とし、出納簿など関係書類から、有料道路回数券等の使用状況及び管理状況を確認し、不正に持ち出して換金した事例の有無等を調査した。

この結果、ハイウェイカードや有料道路回数券の使用残額を換金し、業務に使用する物品を購入したり、緊急呼出業務のタクシー代に利用するといった不適正処理が 3 件（388 千円）確認された。

調査対象額	85,208 千円
うち不適正処理額	388 千円
調査対象所属数	85 所属（対象件数 2,887 件）
うち不適正処理該当所属数	2 所属（該当件数 3 件）

（６）預金通帳

預金通帳の記載内容について、不適正な取扱いの有無を確認する必要があることから、追跡調査を行った。

この結果、資金前渡吏員等の管理のための通帳を除き、ほとんどの通帳の入金先等の詳細な経緯が解明できなかった。しかしながら、これだけ多額の入金

全てが不適正に処理された公金からの入金ではないと完全には否定できないことから、その出金は不適正な公金の使用とみなし、用途が明確なものについて b～g 分類を行った。また、用途が確認できないものは、平成 15 年度から 20 年度の需用費の b～g 分類の出現率により分類ごとの推計を行った。

不適正処理額 52,207 千円
通帳保有所属数 14 所属（通帳数 20 冊）

2 職員等からの返還金

(1) 職員等からの返還金

職員等は、【表 6】の考え方により算出した【表 3】の額を県に返還する。

平成 15 年度から 20 年度の管理職（主幹級以上）のうち在職している者は、【表 4】の額を平成 22 年度末までに県に返還する。

業者プール金のうち交渉中の額は、現時点においては、職員等からの返還金に含まれているが、引き続き強く返還交渉を進めていく。

平成 22 年度末において、平成 15 年度から 20 年度の管理職（主幹級以上）で既に退職している者、所属・個人及び業者からの返還が完了しない場合の未返還額は、平成 23 年 4 月からその時点で在職する管理職によるポストリレー方式（【表 5】）により、県職員が責任を持って返還する。

【表 3】職員等からの返還金総額

返還金総額	共同負担(※)	所属による負担	個人による負担
905百万円	827百万円	43百万円	35百万円

※平成 15 年度から 20 年度の管理職（主幹級以上）

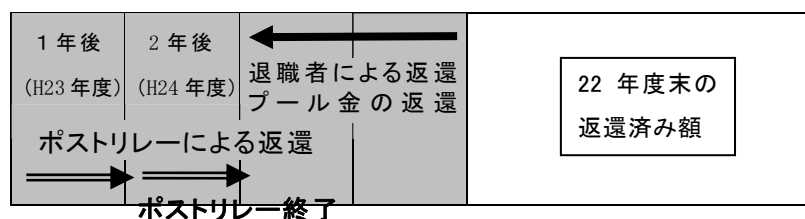
【表 4】役職別負担額

役職名	前知事	前副知事	元出納長	部長級	次長級	課長級	副課長 主幹級
負担額	1,000万円	300万円	250万円	90万円	70万円	50万円	12万円

【表 5】ポストリレー方式

★22 年度末における要返還額

	返還月額
部長級	12,500円
次長級	10,000円
課長級	7,500円
主幹級	2,500円



【表6】本県独自の「不適正」の分類

分 類		返還の考え方	負担の考え方	返還の率
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品等であるが、経理処理として不適正なもの	納品時期に不適正はあるが、同じ物品が納品されており、県に損害はない。	返還不要とする。	0%
b	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	競争性が働いていないことから、価格の正当性・適正性に問題があると考えられる。	県庁の共通消耗品の入札における予定価格と落札額の差が約10%（平成17～19年度における平均）であることから、購入金額の10%を職員が共同により返還する。	10%
c	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、現物等を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）			
d	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物等を確認できないもの	本来は出納簿により適正に管理すべきところを、不適正に購入した経緯から管理しておらず、税金から購入した備品等を遺失させた。	職員が共同により全額を返還する。	全額
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	公金としての支出が不適当である。	該当する所属又は個人において全額を返還する。	全額
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの			
f' (新設)	ア. 現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの	現金・預金又は金券類がそのまま残っているので、県の歳入として納入させれば、県に損害はない。	県の歳入として納入させることで、職員等からの返還は不要とする。	0%
	イ. 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの			
g	その他、個人的な費消があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	個人的な費消や、業務や職場における使用・納入が確認できない。	・職員が共同により全額を返還する。 ・但し、責任の所在が明らかかなものは、当該職員が返還する。	全額

3 職員の処分及び告訴等

(1) 被処分者数

① 特別職

ア 知事及び副知事

知事は、不正経理問題に対して、2,000名を超える処分者を出した県庁の現職知事として、新生千葉県を再構築するため、自ら給料の10分の3、3月間を減額する。

副知事は、知事を補佐する立場にあることから、自ら給料の10分の1、1月間を減額する。

イ その他の特別職

代表監査委員、公営企業管理者及び教育長は、自ら給料の10分の1、1月間を自主返納する。

② 一般職

今回の経理問題に関しては、不適正な経理に係る職員について、「【表8】職員の処分基準」に基づき、処分を行う。

【表7】処分者数の内訳（職位は処分時のもの）

（単位：人）

処分 \ 職位	部長級	次長級	課長級	主幹級	副主幹級以下	合計
免職					4	4
停職					1	1
減給		2	2	1		5
戒告	35	125	232	14	18	424
文書訓告		6	34	283	952	1,275
嚴重注意			1	17	97	115
合計	35	133	269	315	1,072	1,824

【表 8】職員の処分基準

区 分	対象職員	処 分
組織責任	幹部職員（本庁課長級以上）	戒 告

不適正な経理処理の分類	職員への処分	
	管理監督者	担当者
a. 「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品等であるが、経理処理として不適正なもの	嚴重注意	嚴重注意
b. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	文書訓告	文書訓告
c. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、現物等を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）		
d. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物等を確認できないもの		
e1. 公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの		
f1. 公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの		
f' ア. 現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの イ. 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの	戒 告	
e2. e1のうち、現金の返金又は納品させた有価証券等を現金化し、使用した事例		
f2. f1のうち、現金の返金又は納品させた有価証券等を現金化し、使用した事例		
g. その他、個人的な費消があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず用途が不明なものなど	警察と情報交換を行い、新たな事実が判明した場合は、厳正な処分を行う。	
ア. 納品の事実が明らかにならない事例（業者からの確証が得られず、所属の関係職員が納品を否定している事例）		
イ. 現金の返金又は納品させた有価証券等の現金化が認められるが、個々の用途、金額が具体的でない事例（組織・業務の使用や個人的な費消が確認できない事例）		
ウ. 個人的な費消が認められ、または、個人的な費消の可能性があり、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例	減 給 戒 告	免 職

※ 1 複数の分類に該当する職員については、最も重い分類を適用する。

※ 2 所属管理の通帳から預金を引き出し、使用したと確認できた事例については、b～fに分類し、上記の表 8 による処分の分類を適用する。

(2) 告訴等について

① 告訴

特に悪質と考えられる3事例については、職員3名を懲戒免職とするとともに、告訴する。

また、公金により業者から商品券等を納品させて現金化した数百万円が用途不明になっている事例について、本人は組織運営費に充てたと証言しているが、その用途を明らかにできず、他の職員の証言も得られないなど個人的に費消した蓋然性が高いことから、業務上横領罪により告訴する。

合わせて、4事例4名を本日(12月18日)告訴する。

② 今後の対応

「g」分類のうち一部は、上記①により告訴するが、これ以外についても、警察と情報交換するなど適切に対応していく。

【表9】「g」分類の総括

区 分	9/9報告書	12/18報告書	増減
	納品額①	納品額②	(②-①)
1 g分類からa~f'分類への分類変更	4,781千円	0千円	▲ 4,781千円
2 g分類・ア(納品事実不明)	46,386千円	46,640千円	254千円
3 g分類・イ(現金用途不明)	11,699千円	11,725千円	26千円
4 g分類・ウ(告訴する事例等)	31,726千円	33,765千円	2,039千円
合 計	94,592千円	92,130千円	▲ 2,462千円
(知事部局+教育庁)	91,373千円	88,911千円	▲ 2,462千円
(病院局)	3,219千円	3,219千円	0千円

※区分4は、告訴を行う事例及び元職員が関与した事例などを含む。

4 不適正な経理処理の原因

職員のコンプライアンス意識が欠如していることや、予算は使い切るものと考えているなど、公金の原資が県民からの貴重な税金であり、その使い方についても公正性が求められるという意識が著しく低下していたこと、また、県庁全体において長年の慣習や前例踏襲により、組織的に不適正な経理処理が行われていたことが、改めて明らかになった。

5 改善策・再発防止策

【表 10】改善策・再発防止策

(「平成 21 年 9 月の報告書」の後、進捗した箇所を下線)

項目	内 容
①職員の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員倫理や事務担当者研修の充実強化 <u>(平成 21 年 11 月に部長及び所属長等向けにコンプライアンス研修を実施済み)</u> ・ <u>(平成 21 年 11 月にコンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進本部を設置済み)</u> ・ 職員の処分の厳格化
②物品調達・物品管理システム等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中調達機関の設置、オープンカウンター（公開見積り合わせ）方式の導入 ・ 納品書の徴取・納品物の確認の徹底 <u>(平成 21 年 9 月 18 日より、支出伝票に納品書の添付を義務付け)</u> ・ 物品納入業者が不適正な経理処理に関与した場合の指名停止 <u>(平成 21 年 10 月 6 日より、不適正経理処理に関与した場合には、1 ヶ月以上 9 ヶ月以内の指名停止とした)</u>
③予算執行や支出事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態に合わせた予算計上額の見直し <u>(平成 22 年度当初予算で見直し中)</u> ・ 予算流用手続きの周知徹底 <u>(簡素化・柔軟化・迅速化について検討中)</u>
④内部牽制の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止・特別監察組織の設置 <u>(平成 21 年 10 月に総務部内に設置済み)</u> ・ 出納検査において、物品・帳簿・伝票の照合を実施 <u>(平成 21 年 10 月の検査より、備品等の照合検査を強化した)</u> ・ 経理事務担当者の人事異動による配置換え
⑤国庫補助システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助簿の整備 ・ 国に対する補助制度の運用の要望

5 県立学校の概要

(1) 調査の結果

① 需用費

ア 平成 15～20 年度分の調査

159 校のうち 126 校において不適正な経理処理が認められた。全てが業務に使用したもの（「a」から「c」分類）で、272 百万円となっている。

【表 11】平成 15～20 年度分の集計結果（納品ベース）

不適正処理額 272 百万円 【集計値+推定値】

（金額の単位：百万円 分類：5ページ参照）

調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳(本県独自の不適正な納品物の分類)							
				a	b	c	d	e	f	f'	g
2,835	159	272	126	147	82	43	0	0	0	0	0
比率		9.6%		5.2%	2.9%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(比率)		(100%)		(53.9%)	(30.1%)	(16.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

② 賃金

平成 15～20 年度までの各年度の 3 月実績分について、いわゆるカラ雇用の有無等の調査を行った。この結果、不正請求、いわゆるカラ雇用は、今回の調査では確認されなかった。

調査対象額	9,450 千円
うち不適正処理額	0 千円
調査対象学校数	6 校（対象人数 52 人）
うち不適正処理該当学校数	0 校（該当人数 0 人）

③ 旅費

平成 15～20 年度までの各年度の 3 月実績分について、いわゆるカラ出張の有無等の調査を行った。この結果、不正請求、いわゆるカラ出張は、今回の調査では確認されなかった。

調査対象額	5,213 千円
うち不適正処理額	0 千円
調査対象学校数	6 校（対象件数 2,144 件）
うち不適正処理該当学校数	0 校（該当件数 0 件）

④ 委託料

全庁調査の調査対象基準に該当する委託業務がないため、調査は実施しなかった。

⑤ 使用料及び賃借料

ハイウェイカード等の購入実績があるか調査したが、購入実績のある学校はなかった。

(2) 職員等からの返還金

職員等は、【表 12】の金額を同表の区分により県に返還する。

平成15年度から20年度の校長等のうち在職している者は、【表 13】の額を平成22年度末までに県に返還する。

平成22年度末において、平成15年度から20年度の校長等で既に退職している者及び業者からの返還が完了しない場合の未返還額は、平成23年4月からその時点で在職する校長等によるポストリレー方式により、職員が責任を持って返還する。

【表 12】 職員等からの返還金総額

返還金総額	共同負担(※)	所属による負担	個人による負担
1,378万円	1,378万円	0	0

※平成15年度から20年度の管理職（校長・教頭・事務長）

【表 13】 役職別負担額

役職名	校長	教頭	事務長
負担額	2万円	1万6千円	1万6千円

(3) 職員の処分及び告訴

今回の経理問題に関しては、不適正な経理に係る職員について、「表 8 職員の処分基準」に基づき、処分を行う。

なお、悪質な行為者はいなかったため、刑事告訴は行わない。

【表 14】 処分者数の内訳

(単位：人)

区分	校長	事務長	経理担当者	合計
文書訓告	56	43	77	176
嚴重注意	51	84	151	286
合計	107	127	228	462

(4) 不適正な経理処理の原因

今回の調査によって判明した不適正経理処理の原因については、知事部局及び教育庁と同様である。

(5) 改善策・再発防止策の進捗状況

改善策・再発防止策については、知事部局及び教育庁と同じく実施する。